

15. 学校法人静岡理工科大学 専門学校学費等納入規程

平成13年 3月 1日 制定

(目 的)

第1条 学費等の納入は、学校法人静岡理工科大学（以下「法人」という。）の専門学校各校の学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、本規程によるものとする。

(納付金)

第2条 本規程による納付金は、入学検定料、入学金、授業料、その他修学旅行積立金等の納付金をいう。

(納 期)

第3条 入学検定料及び入学金を除く他の納付金は、年間納入額を4回に分けて、次の期日までに納入しなければならない。なお、年額を一括納入することもできる。

- (1) 第1期分 3月26日
- (2) 第2期分 6月26日
- (3) 第3期分 9月26日
- (4) 第4期分 12月26日

2 入学を許可された者は、前項の規定にかかわらず、学則又は入学手続要項に定められた期日までに納付金を納入しなければならない。

(納入方法)

第4条 納付金の納入方法は、原則として指定金融機関の預金口座振替とする。

(受験資格・証明書発行の停止)

第5条 校長は、納付金を納入しない者の成績評価を保留し、進級・卒業を認めないほか、各種証明書の発行を停止する。

(除 籍)

第6条 校長は、督促してもなお学校が指定した日までに納付金を納入しない者を除籍することができる。

- 2 除籍は、校長が親権者及び保証人への通知をもって行う。
- 3 除籍日は、最後に納入された納付金の該当期の末日とする。

(復 籍)

第7条 前条により除籍された者で復籍を希望する者は、親権者と連署した本校が定める「復籍願」を提出し、未納の納付金を納入しなければならない。

- 2 前項の「復籍願」の提出期間は、除籍が決定した日から2週間以内とする。

(休学・退学時の納付金)

第8条 休学・退学をしようとする場合は、当該納期に係る納付金は納入しなければならない。ただし、休学を許可された日の属する納期の翌納期以降の休学期間中の納付金は免除する。

- 2 納付金を一括納入した者が休学・退学を許可された場合は、学則第34条第1項の規定にかかわらず当該納期の翌納期以降の納付金を返還する。

(復学の場合の納付金)

第9条 休学中の者で復学を許可された場合は、復学の日の属する納期の納付金を復学の日より15日以内に納入しなければならない。

- 2 前項の納付金のうち授業料は、入学時に定めた額とする。

（編入学の場合の納付金）

第 1 0 条 編入学を許可された者の納付金は、当該年度の入学生の納付金と同額とする。

- 2 法人の設置する学校を卒業又は退学した者が、2 年以内に編入学試験を受け、入学する場合の納付金は、学則第 3 2 条別表（2－5）の規定による。

（転入学の場合の納付金）

第 1 1 条 転入学を許可された者の納付金は、当該年度の入学生の納付金と同額とする。

- 2 法人の設置する専門学校から転入学する場合は、入学検定料及び入学金は徴収しない。
- 3 法人の設置する学校を卒業又は退学した者が、2 年以内に転入学試験を受け、入学する場合の納付金は、学則第 3 2 条別表（2－5）の規定による。

（再入学の場合の納付金）

第 1 2 条 再入学を許可された者の納付金は、当該年度の入学生の納付金と同額とする。

ただし、退学後 2 年以内に再入学の試験を受け、入学する場合の納付金は、学則第 3 2 条別表（2－5）の規定による。

（転科の場合の納付金）

第 1 3 条 転科を許可された者の納付金は、許可された科の年次生の納付金と同額とする。

ただし、入学検定料及び入学金は徴収しない。

（規程の改廃）

第 1 4 条 この規程の改廃は、理事長の承認を得るものとする。